【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年10月11日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	ＣＥＯ兼代表取締役社長 小池　広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	松井　秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	2兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2024年4月12日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項の一部に変更がありますので本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正の内容】

原届出書の下記の記載事項につきましては内容を更新・訂正いたします。
第二部ファンド情報　第1ファンドの状況　5運用状況
第二部ファンド情報　第3ファンドの経理状況

また、それ以外の訂正事項につきましては、＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部　は訂正部分を示し、＜更新後＞の記載事項は原届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

（４）発行（売出）価格

＜訂正前＞

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

＜訂正後＞

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口あたりの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（８）申込取扱場所

＜訂正前＞

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

＜訂正後＞

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（１０）払込取扱場所

＜訂正前＞

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

＜訂正後＞

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１ファンドの性格

（１）ファンドの目的及び基本的性格

＜更新後＞

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》　https://www.toushin.or.jp/

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

＜商品分類表定義＞

［単位型投信・追加型投信の区分］

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

［投資対象地域による区分］

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［投資対象資産による区分］

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

［独立した区分］

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

［補足分類］

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

（３）ファンドの仕組み

＜更新後＞

■委託会社の概況(2024年8月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月１日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997年10月１日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000年11月１日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

２投資方針

（１）投資方針

＜更新後＞

●外国債券為替ヘッジ型マザーファンド受益証券および新興国債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、対象指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

■投資プロセス■

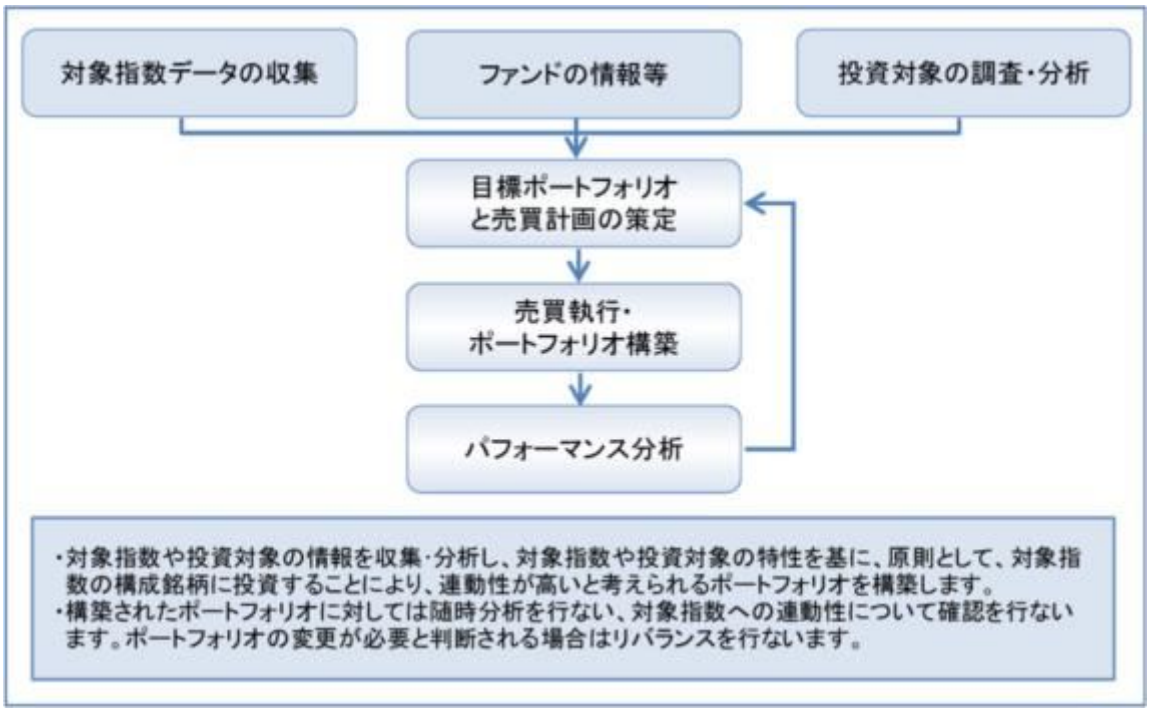

＊上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

●各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として外国（新興国を含みます。）の債券に投資します。

●各マザーファンド受益証券への投資配分比率は、対象指数における先進国（除く日本）および新興国の割合をもとに決定します。投資配分比率は、適宜見直しを行ないます。

■2024年10月11日現在の投資割合■

投資対象地域	マザーファンド名	主要投資対象	対象指数	投資割合
先進国 (除く日本)	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	外国の公社債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）	74.6%
新興国	新興国債券マザーファンド	新興国の公社債	JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）※	25.4%

※新興国債券マザーファンドは、新興国の公社債を主要投資対象とし、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないますが、当ファンドにおいて為替予約取引等を行なうことにより、実質的にJP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円ヘッジベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資効果を目指して運用を行ないます。

●各マザーファンド受益証券の組入比率の合計は、原則として高位を維持することを基本とします。

●対象指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、債券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。

●実質組入外貨建資産については、各マザーファンドで為替ヘッジを行なっている部分を除き、原則として為替ヘッジを行ないます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■指数の著作権等について■

・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

・本書に含まれるJPモルガンのインデックス商品（インデックスのレベルも含みますが、これに限られません。）（以下、「本インデックス」といいます。）に関する情報（以下、「当情報」といいます。）は、情報の提供のみを目的として作成したものであり、金融商品の募集・勧誘若しくはその一部を構成し、又は本インデックスが参照する取引又は商品の価値若しくは価格を公式に確認するものではありません。当情報は、いかなる投資戦略の採用を推奨するものでもなく、法令、税務又は会計上の助言を行うものではありません。当情報に含まれる市場価格、データその他の情報は、信頼できると思われるものですが、その完全性及び正確性を保証するものではありません。当情報の内容については、今後予告なく変更されることがあります。当情報に含まれる実績は過去のものであって将来の運用成果を示すものではなく、将来の運用成績は変化します。JPモルガン、その関係会社又はそれらの従業員は、本インデックスの発行体のデータに係る金融商品について自己のポジション（ロング若しくはショート）を有し、取引を行い、又はそのマーケット・メイカーとして行為している可能性があるほか、かかる発行体の引受人、販売代理人、アドバイサー又は貸主となっている可能性があります。

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー（以下、「JPMSL」又は「インデックス・スポンサー」といいます。）は、本インデックスにおいて参照する証券、金融関連商品又は取引（以下「該当商品」といいます。）を、賛助し、支持し、又はその他の方法で勧誘するものではありません。インデックス・スポンサーは、証券や金融関連商品一般に投資すること若しくは個別の該当商品に投資することの有用性について、又は金融市場における投資機会を追跡記録し、若しくは目的を達成するための本インデックスの有用性について、明示黙示を問わず、何らの表明又は保証をするものではありません。インデックス・スポンサーは、該当商品の管理、マーケティング又は取引に関連して、何らの責任又は義務を負いません。本インデックスは、信頼できると思われる情報に基づいて作成されたものですが、インデックス・スポンサーは、その完全性及び正確性並びに本インデックスに関連して提供されるその他の情報に責任を負うものではありません。

本インデックスは、インデックス・スポンサーに帰属し、インデックス・スポンサーが一切の財産権を保持します。

JPMSLは、全米証券業者協会、ニューヨーク証券取引所及び米国証券投資家保護公社の会員です。「JPモルガン」は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・エヌ・エー、JPMSL、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド（英国金融監督庁認可、ロンドン証券取引所会員）及びその投資銀行業務関連会社の投資銀行業務についてのマーケティング上の名称です。

当情報に関して追加で必要な情報がありましたらお問い合わせください。当情報に関するご連絡は、index.research@jpmorgan.com宛にお願いします。当情報に関する追加の情報については、www.morganmarkets.comもご覧ください。

当情報の著作権は、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーに帰属します。

（３）運用体制

＜更新後＞

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

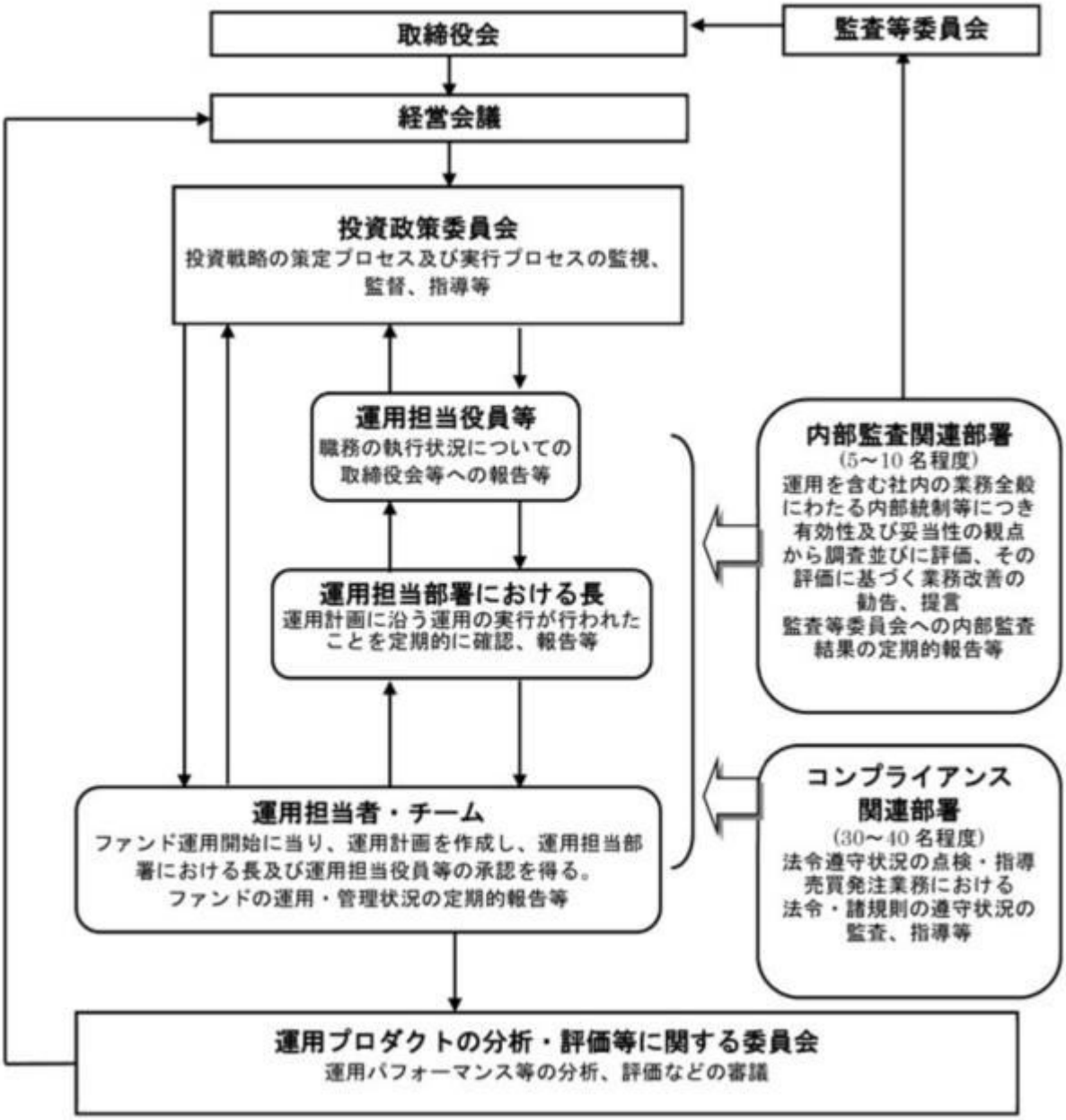

≪委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等≫

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

３投資リスク

＜更新後＞

リスクの定量的比較 （2019年9月末～2024年8月末:月次）

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

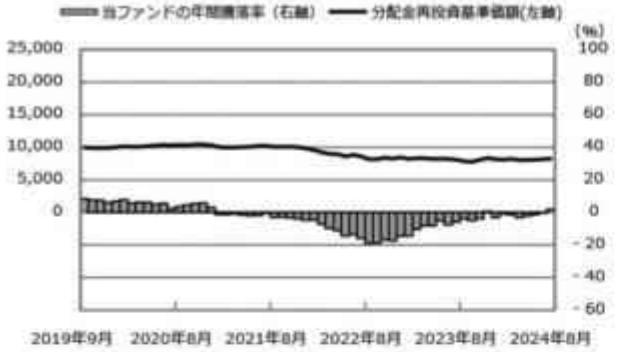

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

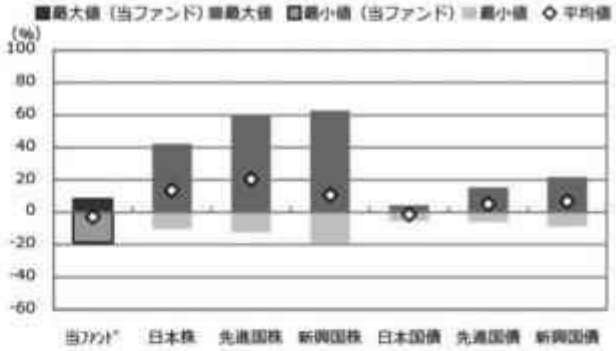

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**8.4**	42.1	59.8	62.7	4.4	15.3	21.5
最小値（%）	**△ 18.9**	△ 10.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値（%）	**△ 2.9**	13.7	20.4	10.7	△ 1.4	5.1	6.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年9月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2019年9月から2024年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年9月から2024年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての推奨、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSL J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC　他）

4 手数料等及び税金

（3）信託報酬等

＜更新後＞

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬率	年0.33%（税抜年0.30%）以内 （2024年9月末現在 年0.33%（税抜年0.30%））

信託報酬率の配分は下記の通りとします。

支払先の配分（税抜）および役務の内容	
＜委託会社＞ ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.22%以内 （2024年9月末現在年0.22%）
＜販売会社＞ 購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.05%
＜受託会社＞ ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%

＊ファンドがETFに投資する場合は、上記の信託報酬に加え、投資するETFに関連する費用がかかりますが投資するETFとその比率があらかじめ定まっていないため記載することができません。
なお、当該費用のうち委託会社が収受する分に関しては、信託報酬の調整を行ないます。

●信託報酬率の調整について

信託報酬率の調整は以下の計算方法をもって行ないます。信託報酬率は毎月1回計算し、当月の第5営業日目以降で前日が営業日となる最初の営業日（「適用開始営業日」といいます。）から翌月の適用開始営業日の前日まで適用することとします。

信託報酬率=年0.30%（税抜）－対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合

なお、信託報酬率は、信託報酬率のうち委託会社が受取る部分がゼロとなる水準を下限値とし、年0.30%（税抜）以内の範囲で委託会社が定めるものとします。

・対象ETFは、ファンドが投資するETFのうち、ファンドの委託会社が設定したETFとし、各マザーファンドに代えて投資するものをいいます。
・対象ETFの委託会社報酬率は、原則として、目論見書その他公表資料で開示されている当該各月の前月最終営業日時点の対象ETFの信託報酬率（税抜の年率値）のうち、純資産総額に応じて一定の率で委託会社が受取る部分（税抜の年率値）をいいます。
・対象ETFの投資割合は、当該各月の前月における対象ETFの投資割合の平均値とします。
・複数の対象ETFに投資する場合の「対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×対象ETFの投資割合」は、各対象ETFについて算出した「当該各対象ETFの委託会社報酬率（税抜）×当該各対象ETFの投資割合」を合計した値とします。

（５）課税上の取扱い

＜更新後＞

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315％および地方税5％)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315％(国税15.315％および地方税5％)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315％の税率により源泉徴収が行なわれます。

≪損益通算について≫

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315％(国税15.315％)の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

［個人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

［法人の投資家の場合］

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。	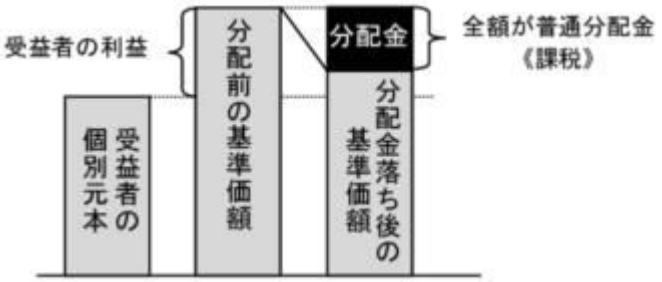
②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。	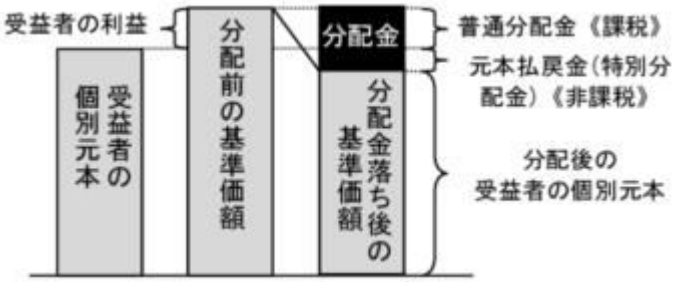

※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＊上記は2024年8月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

＜更新後＞

■（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：%）

	総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
ファンド	0.34	0.32	0.02

（2024年1月18日～2024年7月17日）

＊総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。
＊交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。
＊各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。
＊各比率は、年率換算した値です。
＊マザーファンドが支払った費用を含みます。
＊その他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。
＊上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
＊最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。

５運用状況

以下は2024年8月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）投資状況

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	15,275,885,406	99.92
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	11,365,825	0.07
合計（純資産総額）		15,287,251,231	100.00

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	45,467,927,699	44.97
	カナダ	1,888,367,824	1.86
	メキシコ	649,040,568	0.64
	ドイツ	6,004,276,130	5.93
	イタリア	6,709,257,910	6.63
	フランス	7,396,155,974	7.31
	オランダ	1,275,924,751	1.26
	スペイン	4,391,051,503	4.34
	ベルギー	1,557,788,513	1.54
	オーストリア	1,088,891,104	1.07
	フィンランド	507,934,988	0.50
	アイルランド	455,072,209	0.45
	イギリス	5,212,769,331	5.15
	スウェーデン	142,956,962	0.14
	ノルウェー	151,758,497	0.15
	デンマーク	247,504,990	0.24
	ポーランド	517,014,487	0.51

	オーストラリア	1,278,291,222	1.26
	ニュージーランド	236,368,615	0.23
	シンガポール	865,811,094	0.85
	中国	10,157,660,628	10.04
	イスラエル	265,112,813	0.26
	小計	96,466,937,812	95.42
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	4,627,898,657	4.57
合計（純資産総額）		101,094,836,469	100.00

（参考）新興国債券マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	46,289,850,046	97.91
現金・預金・その他資産（負債控除後）	―	986,620,247	2.08
合計（純資産総額）		47,276,470,293	100.00

（２）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Aコース（野村投資一任口座向け）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	11,331,795,650	1.0004	11,336,328,369	1.0000	11,331,795,650	74.12
2	日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	1,639,885,974	2.4361	3,994,926,222	2.4051	3,944,089,756	25.79

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.92
合　　計	99.92

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,000,000	14,126.89	847,613,992	14,680.23	880,813,853	4.25	2054/2/15	0.87
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	6,000,000	14,143.42	848,605,694	14,625.93	877,555,853	4	2034/2/15	0.86
3	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000	2,043.15	674,241,277	2,049.10	676,205,505	1.85	2027/5/15	0.66
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5,000,000	12,207.99	610,399,876	12,653.59	632,679,780	1.625	2031/5/15	0.62
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,500,000	13,674.91	615,371,151	13,914.65	626,159,582	1.625	2026/5/15	0.61
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,925.29	597,011,894	15,193.53	607,741,412	4.5	2033/11/15	0.60
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	13,835.52	581,091,993	14,146.28	594,143,797	2.5	2026/2/28	0.58
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,300,000	13,349.96	574,048,514	13,721.49	590,024,311	0.75	2026/4/30	0.58
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,200,000	13,706.53	575,674,458	14,012.22	588,513,574	2.75	2028/2/15	0.58
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	14,381.07	575,243,042	14,486.22	579,448,824	3.75	2030/5/31	0.57
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,700,000	11,682.94	549,098,275	12,294.42	577,837,975	1.375	2031/11/15	0.57
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,606.85	544,274,240	14,219.52	568,781,177	3.125	2027/8/31	0.56
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,829.24	553,169,938	14,080.66	563,226,707	2.25	2026/3/31	0.55

14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,600,000	12,022.24	553,023,373	12,202.79	561,328,463	0.875	2030/11/15	0.55
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,800,000	14,369.80	546,052,679	14,638.37	556,258,250	4.125	2027/10/31	0.55
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,312.88	532,515,575	13,869.68	554,787,589	2.25	2027/8/15	0.54
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,900,000	13,765.22	536,843,942	14,023.82	546,929,061	2.875	2028/8/15	0.54
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	13,080.36	523,214,421	13,591.11	543,644,765	2.875	2032/5/15	0.53
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,843.46	513,738,422	13,278.89	531,155,765	1.25	2028/3/31	0.52
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,281.93	491,277,440	13,106.09	524,243,824	0.625	2027/11/30	0.51
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,000,000	12,769.96	510,798,517	13,050.38	522,015,294	1	2028/7/31	0.51
22	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000	2,048.49	491,638,969	2,105.55	505,333,718	2.6	2030/9/15	0.49
23	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	3,000,000	16,699.24	500,977,269	16,831.76	504,952,812	4.2	2034/3/1	0.49
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,150,000	15,471.88	487,364,220	15,874.26	500,039,339	5.375	2031/2/15	0.49
25	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000	2,044.05	490,572,826	2,058.18	493,964,255	2.04	2027/2/25	0.48
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,700,000	12,758.40	472,061,032	13,142.29	486,264,938	1.625	2029/8/15	0.48
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	13,295.25	465,334,015	13,729.13	480,519,632	0.5	2026/2/28	0.47
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	4,000,000	11,488.10	459,524,187	11,879.82	475,192,824	2.875	2043/5/15	0.47
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	12,716.70	445,084,651	13,254.57	463,910,023	1.25	2028/4/30	0.45
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,500,000	12,750.14	446,254,930	13,241.28	463,444,831	3.625	2044/2/15	0.45

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	95.42
合　　計	95.42

（参考）新興国債券マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	12,437,686	6,575.86	817,885,800	6,450.31	802,269,847	4.125	2035/7/9	1.69
2	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	5,400,000	12,406.03	669,925,888	13,353.45	721,086,624	4.4	2050/4/16	1.52
3	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ECUADOR	8,100,000	7,924.54	641,887,892	7,745.35	627,373,512	5.5	2035/7/31	1.32
4	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	4,000,000	14,194.72	567,789,181	14,894.89	595,795,818	5.125	2034/9/18	1.26
5	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	7,786,159	7,034.47	547,715,416	7,052.42	549,113,220	5	2038/1/9	1.16
6	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,700,000	14,305.60	529,307,480	14,747.11	545,643,432	5	2034/1/16	1.15
7	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PANAMA	3,700,000	13,778.78	509,815,157	14,489.92	536,127,210	6.4	2035/2/14	1.13
8	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,500,000	14,852.83	519,849,376	15,066.13	527,314,757	6.35	2035/2/9	1.11
9	アメリカ	国債証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	3,400,000	14,960.31	508,650,544	15,400.56	523,619,244	6.25	2031/1/25	1.10
10	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,500,000	14,002.86	490,100,216	14,895.57	521,345,160	5.75	2054/1/16	1.10
11	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,400,000	14,843.29	504,672,106	15,286.31	519,734,839	5.5	2032/10/25	1.09
12	アメリカ	国債証券	STATE OF QATAR	3,600,000	13,645.42	491,235,158	14,194.74	511,010,784	3.75	2030/4/16	1.08
13	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,800,000	13,003.89	494,148,187	13,361.88	507,751,458	3.875	2030/6/12	1.07

14	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	3,600,000	12,845.78	462,448,339	14,015.26	504,549,519	7.3	2052/4/20	1.06
15	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,400,000	13,886.96	472,156,745	14,829.22	504,193,527	5.5	2054/3/18	1.06
16	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	3,000,000	16,009.59	480,287,844	16,243.46	487,303,838	9.875	2028/1/15	1.03
17	アメリカ	国債証券	HUNGARY	3,300,000	13,850.69	457,072,784	14,581.36	481,184,880	5.5	2036/3/26	1.01
18	アメリカ	国債証券	HUNGARY	3,100,000	14,908.93	462,176,984	15,448.71	478,910,072	6.25	2032/9/22	1.01
19	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF PERU	3,700,000	12,292.78	454,832,916	12,809.00	473,933,296	2.783	2031/1/23	1.00
20	アメリカ	国債証券	SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,200,000	14,230.65	455,381,115	14,706.81	470,618,071	4.75	2030/1/16	0.99
21	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,000,000	14,918.03	447,541,035	15,565.95	466,978,697	5.75	2032/11/16	0.98
22	アメリカ	国債証券	DOMINICAN REPUBLIC	3,500,000	12,295.88	430,355,969	13,228.92	463,012,480	5.875	2060/1/30	0.97
23	アメリカ	国債証券	ABU DHABI GOVT INT'L	3,700,000	11,221.88	415,209,714	12,189.50	451,011,608	3.875	2050/4/16	0.95
24	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF POLAND	3,000,000	14,135.72	424,071,778	14,876.83	446,305,166	5.5	2053/4/4	0.94
25	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	5,438,696.64	8,405.63	457,157,259	8,155.56	443,556,418	0.75	2030/7/9	0.93
26	アメリカ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	3,100,000	13,914.81	431,359,200	14,230.24	441,137,673	6.338	2053/5/4	0.93
27	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000	16,189.19	420,918,946	16,752.57	435,566,842	9.375	2033/1/19	0.92
28	アメリカ	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,900,000	14,547.47	421,876,786	15,001.65	435,047,912	6.25	2031/3/18	0.92
29	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	3,600,000	11,571.93	416,589,687	11,890.68	428,064,710	3.125	2031/4/15	0.90
30	アメリカ	国債証券	REPUBLIC OF COLOMBIA	2,700,000	15,429.71	416,602,241	15,806.46	426,774,634	8.75	2053/11/14	0.90

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.91
合　　計	97.91

②投資不動産物件

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Aコース（野村投資一任口座向け）

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Aコース（野村投資一任口座向け）

該当事項はありません。

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）新興国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（３）運用実績

①純資産の推移

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）

2024年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間　(2018年 1月17日)	813	813	0.9894	0.9894
第2特定期間　(2018年 7月17日)	11,292	11,299	0.9735	0.9741
第3特定期間　(2019年 1月17日)	13,012	13,020	0.9725	0.9731
第4特定期間　(2019年 7月17日)	13,804	13,812	1.0152	1.0158
第5特定期間　(2020年 1月17日)	13,086	13,097	1.0204	1.0213
第6特定期間　(2020年 7月17日)	11,847	11,857	1.0580	1.0589
第7特定期間　(2021年 1月18日)	11,109	11,125	1.0521	1.0536
第8特定期間　(2021年 7月19日)	12,006	12,024	1.0283	1.0298
第9特定期間　(2022年 1月17日)	12,762	12,781	0.9883	0.9898
第10特定期間　(2022年 7月19日)	12,884	12,897	0.8590	0.8599
第11特定期間　(2023年 1月17日)	13,839	13,849	0.8338	0.8344
第12特定期間　(2023年 7月18日)	14,005	14,010	0.8095	0.8098
第13特定期間　(2024年 1月17日)	14,399	14,405	0.8048	0.8051
第14特定期間　(2024年 7月17日)	14,493	14,493	0.8015	0.8015
2023年 8月末日	14,937	—	0.7980	—
9月末日	14,364	—	0.7722	—
10月末日	14,098	—	0.7648	—
11月末日	14,403	—	0.7933	—
12月末日	14,700	—	0.8190	—
2024年 1月末日	14,334	—	0.8030	—
2月末日	14,360	—	0.7975	—
3月末日	14,358	—	0.8051	—
4月末日	13,957	—	0.7893	—
5月末日	14,497	—	0.7888	—
6月末日	14,501	—	0.7955	—
7月末日	14,468	—	0.8016	—
8月末日	15,287	—	0.8120	—

②分配の推移

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2017年12月15日～2018年 1月17日	0.0000円

第2特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	0.0030円
第3特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	0.0036円
第4特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	0.0036円
第5特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	0.0054円
第6特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	0.0054円
第7特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	0.0081円
第8特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	0.0090円
第9特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	0.0090円
第10特定期間	2022年 1月18日～2022年 7月19日	0.0072円
第11特定期間	2022年 7月20日～2023年 1月17日	0.0045円
第12特定期間	2023年 1月18日～2023年 7月18日	0.0018円
第13特定期間	2023年 7月19日～2024年 1月17日	0.0018円
第14特定期間	2024年 1月18日～2024年 7月17日	0.0006円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③収益率の推移

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Aコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	収益率
第1特定期間	2017年12月15日～2018年 1月17日	△1.1%
第2特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	△1.3%
第3特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	0.3%
第4特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	4.8%
第5特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	1.0%
第6特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	4.2%
第7特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	0.2%
第8特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	△1.4%
第9特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	△3.0%
第10特定期間	2022年 1月18日～2022年 7月19日	△12.4%
第11特定期間	2022年 7月20日～2023年 1月17日	△2.4%
第12特定期間	2023年 1月18日～2023年 7月18日	△2.7%
第13特定期間	2023年 7月19日～2024年 1月17日	△0.4%
第14特定期間	2024年 1月18日～2024年 7月17日	△0.3%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）設定及び解約の実績

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Aコース（野村投資一任口座向け）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2017年12月15日～2018年 1月17日	822,544,820	―	822,544,820
第2特定期間	2018年 1月18日～2018年 7月17日	11,396,493,911	619,259,401	11,599,779,330
第3特定期間	2018年 7月18日～2019年 1月17日	3,866,584,593	2,086,128,071	13,380,235,852

第4特定期間	2019年 1月18日～2019年 7月17日	1,906,658,789	1,688,815,534	13,598,079,107
第5特定期間	2019年 7月18日～2020年 1月17日	1,057,001,707	1,830,799,092	12,824,281,722
第6特定期間	2020年 1月18日～2020年 7月17日	771,069,547	2,397,610,244	11,197,741,025
第7特定期間	2020年 7月18日～2021年 1月18日	821,277,431	1,459,810,604	10,559,207,852
第8特定期間	2021年 1月19日～2021年 7月19日	2,280,096,080	1,162,997,533	11,676,306,399
第9特定期間	2021年 7月20日～2022年 1月17日	2,088,172,787	850,762,055	12,913,717,131
第10特定期間	2022年 1月18日～2022年 7月19日	3,212,082,985	1,126,641,654	14,999,158,462
第11特定期間	2022年 7月20日～2023年 1月17日	2,706,754,682	1,106,778,634	16,599,134,510
第12特定期間	2023年 1月18日～2023年 7月18日	2,178,349,469	1,476,528,322	17,300,955,657
第13特定期間	2023年 7月19日～2024年 1月17日	2,614,385,488	2,023,672,695	17,891,668,450
第14特定期間	2024年 1月18日～2024年 7月17日	1,779,224,378	1,588,749,117	18,082,143,711

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

≪参考情報≫

＜更新後＞

運用実績 （2024年8月30日現在）

基準価額・純資産の推移 （日次：設定来）

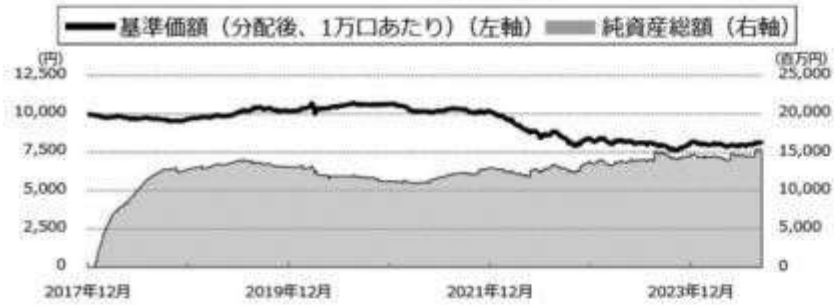

分配の推移 （1万口あたり、課税前）

2024年8月	0 円
2024年7月	0 円
2024年6月	0 円
2024年5月	0 円
2024年4月	0 円
直近1年間累計	21 円
設定来累計	630 円

主要な資産の状況

銘柄別投資比率

銘柄	投資比率(%)
外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	74.1
新興国債券マザーファンド	25.8

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.6
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.6
3	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	0.5
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.5
5	US TREASURY N/B	国債証券	0.5
6	US TREASURY N/B	国債証券	0.4
7	US TREASURY N/B	国債証券	0.4
8	US TREASURY N/B	国債証券	0.4
9	US TREASURY N/B	国債証券	0.4
10	US TREASURY N/B	国債証券	0.4

・「新興国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.4
2	STATE OF QATAR	国債証券	0.4
3	REPUBLIC OF ECUADOR	国債証券	0.3
4	REPUBLIC OF POLAND	国債証券	0.3
5	REPUBLIC OF ARGENTINA	国債証券	0.3
6	SAUDI INTERNATIONAL BOND	国債証券	0.3
7	REPUBLIC OF PANAMA	国債証券	0.3
8	UNITED MEXICAN STATES	国債証券	0.3
9	OMAN GOV INTERNTL BOND	国債証券	0.3
10	SAUDI INTERNATIONAL BOND	国債証券	0.3

年間収益率の推移 （暦年ベース）

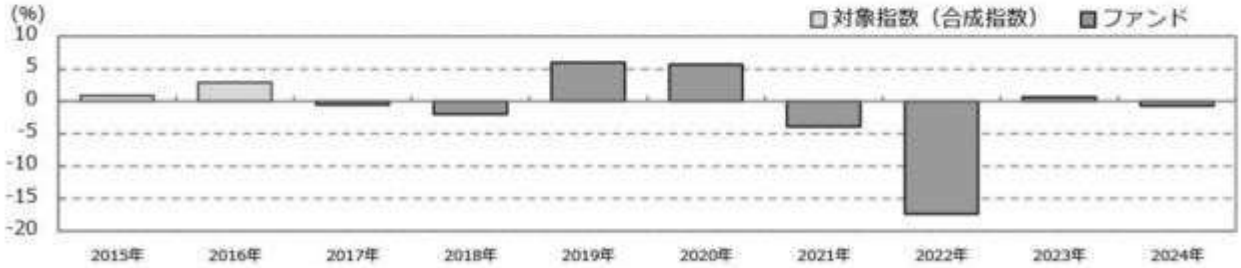

・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2015年から2016年は対象指数（合成指数）の年間収益率。
・2017年は設定日（2017年12月15日）から年末までの収益率。
・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象指数（合成指数）の情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１申込（販売）手続等

＜訂正前＞

ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社に野村投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

・申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行もしくはロンドンの銀行の休業日と同日の場合

(4)販売単位

１円以上１円単位（当初元本1口＝１円）とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

(8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜訂正後＞

ファンドは、野村投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社に野村投資一任口座を開設した者等に限るものとします。

(1)受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2)申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

（注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。
原則、午後3時30分までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。
（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、原則として取得の申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

・申込日当日またはその翌営業日が、ニューヨーク証券取引所もしくはロンドン証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行もしくはロンドンの銀行の休業日と同日の場合

(4)販売単位

１円以上１円単位（当初元本1口＝１円）とします。

(5)販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(6)申込代金の支払い

取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販

売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に申込代金をお支払いいただく場合があります。

(7)申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消す場合があります。

(8)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

２換金（解約）手続等

＜訂正前＞

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3)申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位

1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額

換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。
また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

＜訂正後＞

(1)解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2)解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします

す。

（注）2024年11月5日以降は以下に変更となる予定です。
一部解約の実行の請求の受け付けについては、原則、午後3時30分までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。
（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3)申込不可日
販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

(4)換金単位
1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

(5)換金価額
換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

(6)換金制限
信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口換金には制限を設ける場合があります。

(7)換金代金の支払い
原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

(8)解約請求の受け付けの中止および取り消し
金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。
また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

(9)換金手続等に関する照会先
ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。
野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

３資産管理等の概要

（１）資産の評価

＜訂正前＞

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
※2　残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　http://www.nomura-am.co.jp/

＜訂正後＞

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
※2　残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル　0120-753104(フリーダイヤル)
＜受付時間＞　営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ　https://www.nomura-am.co.jp/

（5）その他

＜更新後＞

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(ⅰ)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ⅱ)上記(ⅰ)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ⅲ)上記(ⅰ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ⅳ)上記(ⅰ)から(ⅲ)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ⅰ)から(ⅲ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(ⅴ)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託

契約を解約し信託を終了させます。

(vi)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(ｄ)信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ｃ)運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(ｄ)信託約款の変更等

(ｉ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii)委託者は、上記(ｉ)の事項（上記(ｉ)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii)上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv)上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(ｖ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi)上記(ii)から(ｖ)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii)上記(ｉ)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(ｅ)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ｆ)受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(ｉ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反

して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(ｄ)信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ⅱ)委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ｇ)反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(ｈ)他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1.他の受益者の氏名または名称および住所

2.他の受益者が有する受益権の内容

(ｉ)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の３ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則１年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行なう場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

(ｊ)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

第３【ファンドの経理状況】

(１)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(２)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(３)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2024年1月18日から2024年7月17日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

１財務諸表

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）

（１）貸借対照表

（単位：円）

	前期 (2024年 1月17日現在)	当期 (2024年 7月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	88,247,756	37,409,114
親投資信託受益証券	14,412,428,402	14,472,210,221
派生商品評価勘定	-	3,538,806
未収入金	19,232,889	10,808,740
未収利息	-	87
流動資産合計	14,519,909,047	14,523,966,968
資産合計	14,519,909,047	14,523,966,968
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	105,090,970	28,860
未払金	1,706,654	-
未払収益分配金	5,367,500	-
未払解約金	4,033,111	26,969,548
未払受託者報酬	395,702	391,986
未払委託者報酬	3,561,303	3,527,859
未払利息	42	-
その他未払費用	26,371	26,122
流動負債合計	120,181,653	30,944,375
負債合計	120,181,653	30,944,375
純資産の部		
元本等		
元本	17,891,668,450	18,082,143,711
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,491,941,056	△3,589,121,118
（分配準備積立金）	926,320,702	1,057,347,415
元本等合計	14,399,727,394	14,493,022,593
純資産合計	14,399,727,394	14,493,022,593
負債純資産合計	14,519,909,047	14,523,966,968

（２）損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	前期 自　2023年 7月19日 至　2024年 1月17日	当期 自　2024年 1月18日 至　2024年 7月17日
営業収益		
受取利息	-	21,282
有価証券売買等損益	312,677,246	359,095,416
為替差損益	△344,169,957	△384,524,808

	前期 自　2023年 7月19日 至　2024年 1月17日	当期 自　2024年 1月18日 至　2024年 7月17日
営業収益合計	△31,492,711	△25,408,110
営業費用		
支払利息	15,994	1,282
受託者報酬	2,391,878	2,359,987
委託者報酬	21,526,807	21,239,851
その他費用	295,357	261,721
営業費用合計	24,230,036	23,862,841
営業利益又は営業損失（△）	△55,722,747	△49,270,951
経常利益又は経常損失（△）	△55,722,747	△49,270,951
当期純利益又は当期純損失（△）	△55,722,747	△49,270,951
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△380,007	△509,967
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,295,231,320	△3,491,941,056
剰余金増加額又は欠損金減少額	430,818,672	322,988,688
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	430,818,672	322,988,688
剰余金減少額又は欠損金増加額	539,157,176	360,629,456
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	539,157,176	360,629,456
分配金	33,028,492	10,778,310
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,491,941,056	△3,589,121,118

（３）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
２.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
３.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
４.その他	当該財務諸表の特定期間は、2024年 1月18日から2024年 7月17日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

前期 2024年 1月17日現在	当期 2024年 7月17日現在
１．　特定期間の末日における受益権の総数 17,891,668,450口	１．　特定期間の末日における受益権の総数 18,082,143,711口
２．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　3,491,941,056円	２．　投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　3,589,121,118円
３．　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.8048円 (10,000口当たり純資産額)　(8,048円)	３．　特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　0.8015円 (10,000口当たり純資産額)　(8,015円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2023年 7月19日
至 2024年 1月17日

１.分配金の計算過程

2023年 7月19日から2023年 8月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,447,373円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,502,466,501円
分配準備積立金額	D	821,919,457円

当期
自 2024年 1月18日
至 2024年 7月17日

１.分配金の計算過程

2024年 1月18日から2024年 2月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,165,934円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,512,877,045円
分配準備積立金額	D	910,026,848円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,358,833,331円
当ファンドの期末残存口数	F	18,774,014,908口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,256円
10,000口当たり分配金額	H	3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,632,204円

2023年 8月18日から2023年 9月19日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	39,100,671円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,502,804,923円
分配準備積立金額	D	837,576,039円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,379,481,633円
当ファンドの期末残存口数	F	18,650,949,808口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,275円
10,000口当たり分配金額	H	3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,595,284円

2023年 9月20日から2023年10月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,734,306円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,497,453,552円
分配準備積立金額	D	856,185,672円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,388,373,530円
当ファンドの期末残存口数	F	18,486,924,050口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,291円
10,000口当たり分配金額	H	3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,546,077円

2023年10月18日から2023年11月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,846,332円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,498,419,816円
分配準備積立金額	D	862,462,984円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,401,729,132円
当ファンドの期末残存口数	F	18,309,762,545口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,311円
10,000口当たり分配金額	H	3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,492,928円

2023年11月18日から2023年12月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,519,084円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,477,550,815円
分配準備積立金額	D	876,532,961円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,390,602,860円
当ファンドの期末残存口数	F	17,981,666,463口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,329円
10,000口当たり分配金額	H	3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,394,499円

2023年12月19日から2024年 1月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,101,707円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,475,080,542円
分配準備積立金額	D	898,586,495円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,406,768,744円
当ファンドの期末残存口数	F	17,891,668,450口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,345円
10,000口当たり分配金額	H	3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,367,500円

当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,463,069,827円
当ファンドの期末残存口数	F	18,045,988,725口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,364円
10,000口当たり分配金額	H	3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,413,796円

2024年 2月20日から2024年 3月18日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,505,485円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,504,788,011円
分配準備積立金額	D	931,376,484円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,472,669,980円
当ファンドの期末残存口数	F	17,881,714,920口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,382円
10,000口当たり分配金額	H	3円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	5,364,514円

2024年 3月19日から2024年 4月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	35,075,692円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,502,199,426円
分配準備積立金額	D	950,408,560円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,487,683,678円
当ファンドの期末残存口数	F	17,772,169,073口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,399円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

2024年 4月18日から2024年 5月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	42,669,566円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,616,167,151円
分配準備積立金額	D	972,866,436円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,631,703,153円
当ファンドの期末残存口数	F	18,491,366,279口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,423円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

2024年 5月18日から2024年 6月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	36,136,943円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,603,158,023円
分配準備積立金額	D	999,993,685円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,639,288,651円
当ファンドの期末残存口数	F	18,279,778,929口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,443円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

2024年 6月18日から2024年 7月17日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	34,947,603円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	1,588,721,759円
分配準備積立金額	D	1,022,399,812円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,646,069,174円
当ファンドの期末残存口数	F	18,082,143,711口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,463円
10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月17日	当期 自 2024年 1月18日 至 2024年 7月17日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1.金融商品に対する取組方針 同左 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 2024年 1月17日現在	当期 2024年 7月17日現在
１．貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ２．時価の算定方法 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、（その他の注記）の ３ デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	１．貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 ２．時価の算定方法 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

前期 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月17日	当期 自 2024年 1月18日 至 2024年 7月17日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１ 元本の移動

前期 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月17日		当期 自 2024年 1月18日 至 2024年 7月17日	
期首元本額	17,300,955,657円	期首元本額	17,891,668,450円
期中追加設定元本額	2,614,385,488円	期中追加設定元本額	1,779,224,378円
期中一部解約元本額	2,023,672,695円	期中一部解約元本額	1,588,749,117円

２ 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月17日	当期 自 2024年 1月18日 至 2024年 7月17日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△15,779,438	87,890,718

合計	△15,779,438	87,890,718

３ デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	前期(2024年 1月17日現在)				当期(2024年 7月17日現在)			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	3,628,628,359	－	3,733,719,329	△105,090,970	3,688,793,655	－	3,685,283,709	3,509,946
米ドル	3,628,628,359	－	3,733,719,329	△105,090,970	3,688,793,655	－	3,685,283,709	3,509,946
合計	3,628,628,359	－	3,733,719,329	△105,090,970	3,688,793,655	－	3,685,283,709	3,509,946

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）附属明細表

第1　有価証券明細表

(1)株式(2024年7月17日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年7月17日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	新興国債券マザーファンド	1,441,709,839	3,686,307,887	
		外国債券為替ヘッジ型マザーファンド	10,895,951,444	10,785,902,334	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：99.9%	12,337,661,283	14,472,210,221 100.0%	
合計				14,472,210,221	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

（参考）

当ファンドは「外国債券為替ヘッジ型マザーファンド」および「新興国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2024年 7月17日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	212,332,896
コール・ローン	1,257,514,375
国債証券	91,025,280,562
派生商品評価勘定	753,656,159
未収入金	954,850
未収利息	637,728,133
前払費用	122,531,355
差入委託証拠金	75,440,296
流動資産合計	94,085,438,626
資産合計	94,085,438,626
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	233,666,106
未払金	883,564,518
未払解約金	173,025,855
その他未払費用	476,800
流動負債合計	1,290,733,279
負債合計	1,290,733,279
純資産の部	
元本等	
元本	93,740,212,546
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△945,507,199
元本等合計	92,794,705,347
純資産合計	92,794,705,347
負債純資産合計	94,085,438,626

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 7月17日現在	
1． 元本の欠損	945,507,199円
2． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9899円
(10,000口当たり純資産額)	(9,899円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 1月18日 至 2024年 7月17日
1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 7月17日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 7月17日現在

期首	2024年 1月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	100,528,002,104円
同期中における追加設定元本額	25,781,045,776円
同期中における一部解約元本額	32,568,835,334円
期末元本額	93,740,212,546円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	1,874,310,171円
野村インデックスファンド・外国債券・為替ヘッジ型	2,027,307,236円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２６－２０２８年目標型	37,830,309円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０２９－２０３１年目標型	20,894,185円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３２－２０３４年目標型	9,818,895円
野村ターゲットデートファンド２０１６　２０３５－２０３７年目標型	7,127,244円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村ＳＭＡ・ＥＷ向け）	9,915,509,319円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	22,915,761円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	15,638,371円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	104,846,817円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	39,283,647円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	25,995,540円
野村外国債券インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	47,298,014,282円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	10,895,951,444円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）債券・安定型	17,640,314,528円
野村世界バランス２５ＶＡ（適格機関投資家専用）	140,382,066円
野村国内外マルチアセット（６資産）ファンド（適格機関投資家専用）	723,161円
野村国内外マルチアセット（６資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	2,891,176円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信（適格機関投資家専用）	2,633,808,318円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	1,026,650,076円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1　有価証券明細表
(1)株式(2024年7月17日現在)
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(2024年7月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考

国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	610,000.00	625,083.16	
		US TREASURY BOND	1,800,000.00	1,910,882.70	
		US TREASURY BOND	20,000.00	20,928.90	
		US TREASURY BOND	4,000,000.00	3,180,937.20	
		US TREASURY BOND	2,000,000.00	1,807,343.60	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,862,821.75	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,964,392.40	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,960,705.00	
		US TREASURY N/B	2,780,000.00	2,699,315.50	
		US TREASURY N/B	2,100,000.00	2,053,406.25	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,901,718.60	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,547,085.84	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,179,923.67	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,491,533.10	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,417,294.80	
		US TREASURY N/B	500,000.00	501,650.35	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,937,421.80	
		US TREASURY N/B	1,900,000.00	1,854,652.32	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	1,002,421.80	
		US TREASURY N/B	2,400,000.00	2,378,671.68	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,989,179.60	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,484,150.25	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,157,148.38	
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,057,124.80	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,065,796.56	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,279,951.15	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,852,421.60	
		US TREASURY N/B	4,300,000.00	4,026,714.79	
		US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,276,581.75	
		US TREASURY N/B	500,000.00	475,527.30	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,854,296.80	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	942,851.50	
		US TREASURY N/B	500,000.00	469,833.95	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,298,171.84	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	943,125.00	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	928,125.00	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	941,367.10	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	948,730.40	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	1,221,492.09	
		US TREASURY N/B	500,000.00	465,117.15	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	933,730.40	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,141,125.00	
		US TREASURY N/B	700,000.00	669,470.69	

		US TREASURY N/B	1,000,000.00	902,851.50	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	961,308.50	
		US TREASURY N/B	2,300,000.00	2,186,706.83	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,800,937.40	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,914,375.00	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	898,007.80	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	1,168,640.52	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,675,507.70	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,835,078.00	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,775,312.40	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,875,546.80	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,995,195.20	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,663,613.00	
		US TREASURY N/B	3,800,000.00	3,793,468.56	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,557,578.00	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	2,217,578.00	
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	3,021,218.58	
		US TREASURY N/B	4,200,000.00	4,002,468.54	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,797,500.00	
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,604,296.80	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,146,992.10	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,909,765.60	
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,612,019.52	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,769,023.40	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,857,851.30	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	889,941.40	
		US TREASURY N/B	500,000.00	446,484.35	
		US TREASURY N/B	300,000.00	288,169.92	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,617,374.88	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,575,222.55	
		US TREASURY N/B	700,000.00	662,894.47	
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,387,529.25	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,069,503.70	
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,501,230.42	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,867,031.20	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,510,476.52	
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,967,831.90	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,990,351.40	
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	2,176,023.30	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,315,187.36	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,941,093.60	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,742,187.40	
		US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,686,077.99	

		US TREASURY N/B	900,000.00	878,308.56
		US TREASURY N/B	500,000.00	555,390.60
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,463,339.60
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,963,593.60
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,472,226.45
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,491,738.15
		US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,768,875.00
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	2,056,054.60
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,563,398.40
		US TREASURY N/B	3,150,000.00	3,397,324.14
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,560,488.00
		US TREASURY N/B	4,700,000.00	3,889,433.30
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,196,179.60
		US TREASURY N/B	4,000,000.00	3,664,843.60
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,353,660.14
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,997,597.60
		US TREASURY N/B	2,600,000.00	2,478,531.12
		US TREASURY N/B	2,800,000.00	2,639,437.36
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,956,796.80
		US TREASURY N/B	3,200,000.00	3,282,749.76
		US TREASURY N/B	3,900,000.00	3,849,726.27
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,263,515.60
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,251,875.00
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,296,171.80
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,403,632.80
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	890,789.04
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	678,847.60
		US TREASURY N/B	500,000.00	421,230.45
		US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,057,148.40
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	746,015.60
		US TREASURY N/B	400,000.00	328,500.00
		US TREASURY N/B	500,000.00	425,781.25
		US TREASURY N/B	2,200,000.00	1,732,413.98
		US TREASURY N/B	250,000.00	216,142.57
		US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,412,929.62
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	942,812.50
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	2,899,667.75
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,846,562.40
		US TREASURY N/B	3,000,000.00	2,658,750.00
		US TREASURY N/B	300,000.00	219,375.00
		US TREASURY N/B	400,000.00	289,234.36
		US TREASURY N/B	700,000.00	479,144.47
		US TREASURY N/B	800,000.00	616,140.56

		US TREASURY N/B	1,000,000.00	786,660.10	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	785,156.20	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	898,242.12	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	971,292.92	
		US TREASURY N/B	500,000.00	390,673.80	
		US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,117,101.44	
		US TREASURY N/B	900,000.00	701,033.13	
		US TREASURY N/B	1,300,000.00	863,890.56	
		US TREASURY N/B	300,000.00	204,691.38	
		US TREASURY N/B	600,000.00	374,742.18	
		US TREASURY N/B	700,000.00	357,533.19	
		US TREASURY N/B	500,000.00	263,613.25	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,408,984.25	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	601,132.80	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	2,368,857.40	
		US TREASURY N/B	2,500,000.00	1,545,117.00	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,195,390.60	
		US TREASURY N/B	700,000.00	459,128.88	
		US TREASURY N/B	1,200,000.00	904,359.36	
		US TREASURY N/B	800,000.00	618,921.84	
		US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,591,458.91	
		US TREASURY N/B	1,000,000.00	874,960.90	
		US TREASURY N/B	900,000.00	787,429.62	
		US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,914,414.00	
		US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,699,500.00	
		US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,426,171.70	
	小計	銘柄数：155 組入時価比率：46.0%	297,810,000.00	268,964,507.11 (42,647,012,247) 46.9%	
	カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,300,000.00	1,284,413.52	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	1,008,981.20	
		CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	865,240.65	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	757,827.84	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	784,099.52	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	602,377.38	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	797,154.96	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,200,000.00	1,234,783.08	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	222,401.14	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	445,902.10	
		CANADIAN GOVERNMENT	700,000.00	588,415.24	
		CANADIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	889,628.50	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	440,986.10	
		CANADIAN GOVERNMENT	500,000.00	454,358.75	

		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	751,959.52	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	710,268.72	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	382,062.92	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	793,674.24	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	233,529.90	
		CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	215,624.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	102,045.00	
		CANADIAN GOVERNMENT	400,000.00	360,219.92	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	454,902.42	
		CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	562,666.72	
		CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	88,636.80	
		CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	533,523.90	
	小計	銘柄数：26 組入時価比率：1.9%	16,400,000.00	15,565,684.04 (1,804,374,093) 2.0%	
	メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	6,502,336.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,500,000.00	8,895,420.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,000,000.00	6,278,434.40	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	9,000,000.00	8,467,597.80	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,000,000.00	1,900,900.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,500,000.00	6,199,040.90	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,700,000.00	9,673,702.01	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	6,200,000.00	5,383,088.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	3,600,000.00	3,146,055.48	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	3,000,000.00	3,062,592.30	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	2,500,000.00	2,241,078.50	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	10,000,000.00	8,156,434.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	4,300,000.00	3,546,860.16	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	7,500,000.00	6,198,750.00	
	小計	銘柄数：14 組入時価比率：0.8%	88,800,000.00	79,652,289.95 (715,213,841) 0.8%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	1,100,000.00	1,069,970.00	
		BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	930,341.00	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	367,092.40	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	342,520.00	
		BELGIUM KINGDOM	800,000.00	710,633.60	
		BELGIUM KINGDOM	700,000.00	572,406.31	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	323,596.80	
		BELGIUM KINGDOM	600,000.00	602,234.70	
		BELGIUM KINGDOM	400,000.00	394,855.20	
		BELGIUM KINGDOM	500,000.00	410,505.00	
		BELGIUM KINGDOM	200,000.00	188,506.94	
		BELGIUM KINGDOM	300,000.00	193,415.64	

BELGIUM KINGDOM	300,000.00	335,550.45	
BELGIUM KINGDOM	400,000.00	421,067.84	
BELGIUM KINGDOM	500,000.00	351,914.50	
BELGIUM KINGDOM	600,000.00	376,531.20	
BELGIUM KINGDOM	200,000.00	152,965.50	
BELGIUM KINGDOM	370,000.00	274,702.06	
BELGIUM KINGDOM GOVT	400,000.00	470,609.56	
BONOS Y OBLIG DE	1,000,000.00	842,175.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	200,000.00	99,987.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	395,337.88	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	286,620.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,495,063.05	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	528,751.25	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	772,387.36	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	929,700.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	751,560.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	574,422.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	814,095.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,424,752.80	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	545,550.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	751,800.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	902,300.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,500,000.00	1,337,406.75	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	950,478.70	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,000,000.00	904,700.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	482,945.60	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	800,000.00	805,040.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,200,000.00	1,132,188.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	500,000.00	517,448.10	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	524,266.20	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	294,158.40	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	313,798.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	466,358.08	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	498,718.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	802,508.00	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	900,000.00	876,058.83	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	600,000.00	729,819.72	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	400,000.00	337,586.52	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	166,464.75	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	300,000.00	204,814.50	
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	700,000.00	645,719.90	
BUNDESOBLIGATION	600,000.00	578,880.00	

BUNDESOBLIGATION	600,000.00	572,490.00	
BUNDESOBLIGATION	600,000.00	578,148.00	
BUNDESOBLIGATION	2,000,000.00	1,982,680.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	685,020.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,666,800.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,300,000.00	1,224,431.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	644,994.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	467,205.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	800,000.00	867,760.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	909,500.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	888,570.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	2,000,000.00	1,969,720.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	596,270.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	434,265.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,800,972.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	600,000.00	708,324.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000.00	1,334,046.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,600,000.00	1,590,896.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,500,000.00	1,525,410.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	842,837.10	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	767,230.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	500,000.00	577,324.60	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	841,034.25	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	893,209.80	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	1,086,425.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,800,000.00	1,759,763.16	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	200,000.00	194,812.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	900,000.00	461,754.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000.00	489,610.00	
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,200,000.00	1,004,989.44	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	500,000.00	500,300.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,000,000.00	1,001,850.00	
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,000,000.00	994,500.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	702,730.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	689,290.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,004,400.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	480,350.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,020,800.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	379,640.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	809,073.60	
BUONI POLIENNALI DEL TES	550,000.00	535,370.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	392,520.00	
BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	575,940.00	

		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,100,000.00	1,044,505.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	195,460.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	900,000.00	997,200.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	691,040.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	964,600.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,000,000.00	1,806,000.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,010,900.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	240,000.00	255,048.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	443,100.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	393,760.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	770,420.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	617,760.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	507,100.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	901,900.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	816,720.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,600,000.00	1,395,200.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,037,000.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,536,660.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,161,400.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	928,600.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	400,000.00	464,040.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000.00	1,064,300.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,700,000.00	1,776,330.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	555,800.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,400,000.00	1,353,660.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	204,200.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	1,500,000.00	1,392,750.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	776,860.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	448,450.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	778,050.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	439,500.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	727,930.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	758,730.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	175,220.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	177,680.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	700,000.00	664,510.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	300,000.00	219,900.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	336,750.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	800,000.00	831,200.00
		BUONI POLIENNALI DEL TES	310,000.00	230,521.58
		FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	383,998.00
		FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	186,749.44
		FINNISH GOVERNMENT	500,000.00	501,083.65

FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	267,914.85	
FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	253,579.98	
FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	330,988.64	
FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	340,300.52	
FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	214,591.50	
FINNISH GOVERNMENT	300,000.00	279,340.23	
FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	72,095.92	
FINNISH GOVERNMENT	200,000.00	92,492.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	956,717.20	
FRANCE (GOVT OF)	1,300,000.00	1,288,557.40	
FRANCE (GOVT OF)	750,000.00	705,637.27	
FRANCE (GOVT OF)	900,000.00	836,077.05	
FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	950,046.60	
FRANCE (GOVT OF)	500,000.00	494,726.25	
FRANCE (GOVT OF)	1,200,000.00	1,115,952.60	
FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,851,480.00	
FRANCE (GOVT OF)	2,000,000.00	1,991,986.40	
FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,343,800.50	
FRANCE (GOVT OF)	1,100,000.00	948,068.77	
FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,473,328.50	
FRANCE (GOVT OF)	1,800,000.00	1,506,456.90	
FRANCE (GOVT OF)	2,100,000.00	1,702,722.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,196,100.00	
FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	800,518.40	
FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	1,037,587.20	
FRANCE (GOVT OF)	2,500,000.00	2,121,450.00	
FRANCE (GOVT OF)	800,000.00	649,760.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,400,000.00	918,625.40	
FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	874,036.00	
FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	153,247.60	
FRANCE (GOVT OF)	700,000.00	467,609.80	
FRANCE (GOVT OF)	600,000.00	313,287.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,000,000.00	509,303.00	
FRANCE (GOVT OF)	1,500,000.00	1,351,365.75	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	800,000.00	828,131.60	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	500,000.00	486,350.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	800,000.00	763,062.96	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,200,000.00	1,210,416.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,000,000.00	1,993,400.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,200,000.00	1,340,010.60	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	1,000,000.00	916,512.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	300,000.00	360,409.35	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	400,000.00	459,603.20	

FRANCE GOVERNMENT O.A.T	2,000,000.00	2,294,830.00	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	500,000.00	487,782.25	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	700,000.00	760,399.50	
FRANCE GOVERNMENT O.A.T	800,000.00	877,549.60	
IRISH GOVERNMENT	300,000.00	281,414.46	
IRISH GOVERNMENT	200,000.00	165,584.84	
IRISH TSY 0.2%	200,000.00	186,558.00	
IRISH TSY 0.2% 2030	600,000.00	517,448.04	
IRISH TSY 0.4% 2035	300,000.00	232,477.50	
IRISH TSY 1.10% 2029	200,000.00	186,268.48	
IRISH TSY 1.5% 2050	400,000.00	288,081.00	
IRISH TSY 1.7% 2037	450,000.00	390,656.70	
IRISH TSY 1% 2026	300,000.00	290,234.25	
IRISH TSY 2% 2045	100,000.00	84,042.75	
NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	486,281.45	
NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	383,400.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	574,182.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	474,800.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	651,000.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	267,354.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	446,164.50	
NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	429,032.50	
NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	509,415.72	
NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	396,118.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	800,000.00	790,800.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	200,000.00	225,003.50	
NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	347,500.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	400,000.00	284,028.48	
NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	672,374.70	
NETHERLANDS GOVERNMENT	600,000.00	592,821.00	
NETHERLANDS GOVERNMENT	700,000.00	334,509.84	
REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	150,100.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	292,890.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	196,740.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	286,530.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	376,320.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	652,680.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	1,100,000.00	995,390.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	518,900.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	260,700.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	300,240.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	530,000.00	506,415.00	
REPUBLIC OF AUSTRIA	300,000.00	215,040.00	

		REPUBLIC OF AUSTRIA	230,000.00	256,194.47	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	500,000.00	387,800.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	400,000.00	230,440.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	198,240.00	
		REPUBLIC OF AUSTRIA	200,000.00	227,840.00	
		SPANISH GOVERNMENT	90,000.00	102,140.50	
		SPANISH GOVERNMENT	800,000.00	956,000.00	
		SPANISH GOVERNMENT	500,000.00	544,663.90	
	小計	銘柄数：234 組入時価比率：30.3%	172,920,000.00	162,880,142.58 (28,142,431,034) 30.9%	
	英ポンド	UK TREASURY	500,000.00	486,092.50	
		UK TREASURY	300,000.00	284,774.28	
		UK TREASURY	300,000.00	276,123.03	
		UK TREASURY	1,200,000.00	1,210,487.52	
		UK TREASURY	600,000.00	525,816.00	
		UK TREASURY	90,000.00	97,571.09	
		UK TREASURY	1,700,000.00	1,461,739.05	
		UK TREASURY	1,600,000.00	1,675,449.12	
		UK TREASURY	1,000,000.00	777,950.00	
		UK TREASURY	1,500,000.00	1,418,033.40	
		UK TREASURY	1,200,000.00	915,322.20	
		UK TREASURY	1,000,000.00	1,033,143.10	
		UK TREASURY	1,200,000.00	830,337.00	
		UK TREASURY	300,000.00	302,100.00	
		UK TREASURY	700,000.00	526,169.00	
		UK TREASURY	600,000.00	567,460.80	
		UK TREASURY	500,000.00	523,035.00	
		UK TREASURY	550,000.00	361,108.44	
		UK TREASURY	200,000.00	197,463.76	
		UK TREASURY	300,000.00	294,356.40	
		UK TREASURY	700,000.00	702,240.00	
		UK TREASURY	400,000.00	345,240.00	
		UK TREASURY	300,000.00	287,410.80	
		UK TREASURY	300,000.00	170,771.85	
		UK TREASURY	1,000,000.00	954,172.00	
		UK TREASURY	1,100,000.00	541,860.00	
		UK TREASURY	810,000.00	708,482.70	
		UK TREASURY	2,200,000.00	1,131,020.00	
		UK TREASURY	500,000.00	267,151.70	
		UK TREASURY	200,000.00	127,291.86	
		UK TSY 0 1/2% 2061	350,000.00	107,185.85	
		UK TSY 0 5/8% 2050	1,100,000.00	449,806.50	

		UK TSY 1 5/8% 2071	400,000.00	185,437.60	
		UK TSY 3 1/4% 2044	700,000.00	586,261.76	
		UNITED KINGDOM GILT	950,000.00	936,605.00	
		UNITED KINGDOM GILT	1,050,000.00	1,047,162.58	
		UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	508,001.30	
		UNITED KINGDOM GILT	600,000.00	301,560.00	
		UNITED KINGDOM(GOVERNMEN	600,000.00	570,157.50	
	小計	銘柄数：39 組入時価比率：5.3%	29,100,000.00	23,692,350.69 (4,872,094,995) 5.4%	
	スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,167,236.40	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,000,000.00	953,626.10	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,800,000.00	1,689,057.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,765,730.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,200,000.00	1,220,618.64	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,000,000.00	973,100.00	
		SWEDISH GOVERNMENT	1,100,000.00	1,284,448.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.1%	9,300,000.00	9,053,816.14 (135,626,165) 0.1%	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	500,000.00	482,349.30	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,750,000.00	1,677,200.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,500,000.00	1,424,400.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	922,909.80	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,245,684.86	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,300,000.00	1,986,850.40	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	2,200,000.00	2,124,245.20	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	10,650,000.00	9,863,639.56 (145,094,137) 0.2%	
	デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK	1,400,000.00	1,379,560.00	
		KINGDOM OF DENMARK	2,000,000.00	1,879,519.40	
		KINGDOM OF DENMARK	1,100,000.00	998,910.00	
		KINGDOM OF DENMARK	1,100,000.00	930,932.64	
		KINGDOM OF DENMARK	1,200,000.00	1,180,920.00	
		KINGDOM OF DENMARK	1,700,000.00	2,103,272.30	
		KINGDOM OF DENMARK	1,900,000.00	1,028,185.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.2%	10,400,000.00	9,501,299.34 (220,145,105) 0.2%	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,000,000.00	943,302.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	1,904,977.40	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,200,000.00	1,078,584.00	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,300,000.00	1,205,005.75	

		POLAND GOVERNMENT BOND	1,800,000.00	1,651,710.06	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,300,000.00	2,037,648.20	
		POLAND GOVERNMENT BOND	1,500,000.00	1,180,233.75	
		POLAND GOVERNMENT BOND	3,600,000.00	2,783,221.20	
	小計	銘柄数：8 組入時価比率：0.6%	14,700,000.00	12,784,682.36 (515,875,996) 0.6%	
	豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	569,340.96	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	520,000.00	521,489.17	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	200,000.00	185,280.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	510,148.70	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	385,085.08	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	657,580.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	285,756.66	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	484,459.75	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	376,280.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	500,000.00	460,372.90	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,000,000.00	827,758.90	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	800,000.00	675,261.20	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,150,000.00	923,910.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	248,598.99	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	408,286.84	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	543,281.28	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	900,000.00	864,262.62	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	374,303.60	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	520,026.90	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	348,240.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	315,568.96	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	350,000.00	267,225.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	700,000.00	387,520.00	
	小計	銘柄数：23 組入時価比率：1.3%	12,620,000.00	11,140,037.51 (1,189,087,603) 1.3%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	139,654.50	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	251,625.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	172,720.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	250,000.00	237,975.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	203,200.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	168,092.60	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	296,625.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	150,000.00	140,925.76	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	198,031.38	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	200,000.00	165,060.00	

		NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	65,680.00	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	350,000.00	243,355.00	
	小計	銘柄数：12	2,600,000.00	2,282,944.24	
				(220,052,995)	
		組入時価比率：0.2%		0.2%	
	シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	671,492.50	
		SINGAPORE GOVERNMENT	700,000.00	689,850.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,450,000.00	1,445,397.41	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	497,828.05	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	455,800.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	1,500,000.00	1,462,815.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	463,769.70	
		SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	462,845.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	387,600.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	250,000.00	241,656.25	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	164,100.00	
		SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	161,934.00	
	小計	銘柄数：12	7,400,000.00	7,105,087.91	
				(838,258,271)	
		組入時価比率：0.9%		0.9%	
	人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,013,003.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	13,000,000.00	13,096,794.10	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,500,000.00	7,568,008.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,079,539.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,073,882.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	18,000,000.00	18,113,544.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	9,000,000.00	9,104,267.70	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,124,561.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,110,151.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	14,000,000.00	14,207,355.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,164,918.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000.00	24,157,442.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,032,800.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,156,003.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,144,335.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,171,478.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,074,915.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,082,734.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,229,763.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,138,827.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	8,132,031.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	17,059,670.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,387,912.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,289,867.00	

		CHINA GOVERNMENT BOND	11,000,000.00	11,420,710.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,191,408.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,292,180.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	24,000,000.00	24,680,604.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	19,000,000.00	19,204,012.50	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,235,898.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,001,680.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,202,594.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,161,200.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,068,882.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	5,000,000.00	5,215,590.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,148,678.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	4,000,000.00	4,137,251.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,108,099.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,304,325.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	17,000,000.00	17,056,943.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,004,140.00	
		CHINA GOVERNMENT BOND	3,000,000.00	3,717,060.30	
		CHINA GOVERNMENT BOND	2,000,000.00	2,410,318.80	
		CHINA GOVERNMENT BOND	8,000,000.00	9,325,566.40	
		CHINA GOVERNMENT BOND	7,000,000.00	7,892,043.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND	6,000,000.00	6,852,454.20	
		CHINA GOVERNMENT BOND	12,000,000.00	13,341,618.00	
	小計	銘柄数：47 組入時価比率：10.0%	414,500,000.00	426,687,065.60 (9,306,002,232) 10.2%	
	新シェケル	ISRAEL FIXED BOND	1,400,000.00	1,320,474.26	
		ISRAEL FIXED BOND	1,300,000.00	1,226,266.86	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	460,600.00	
		ISRAEL FIXED BOND	400,000.00	389,687.68	
		ISRAEL FIXED BOND	1,000,000.00	828,741.10	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	629,777.52	
		ISRAEL FIXED BOND	300,000.00	204,470.55	
		ISRAEL FIXED BOND	500,000.00	528,842.45	
		ISRAEL FIXED BOND	800,000.00	653,123.28	
	小計	銘柄数：9 組入時価比率：0.3%	7,000,000.00	6,241,983.70 (274,011,848) 0.3%	
合計				91,025,280,562 (91,025,280,562)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 7月17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	872,926,753	－	873,015,090	88,337
米ドル	396,463,250	－	396,281,750	△181,500
ユーロ	241,637,480	－	241,843,700	206,220
英ポンド	82,188,160	－	82,232,240	44,080
人民元	152,637,863	－	152,657,400	19,537
売建	91,484,454,831	－	90,964,553,115	519,901,716
米ドル	43,060,618,923	－	42,478,057,510	582,561,413
カナダドル	1,829,441,096	－	1,809,595,415	19,845,681
メキシコペソ	696,034,632	－	721,026,880	△24,992,248
ユーロ	27,960,631,858	－	28,089,580,050	△128,948,192
英ポンド	4,840,081,800	－	4,900,601,790	△60,519,990
スウェーデンクローナ	133,439,857	－	132,250,860	1,188,997
ノルウェークローネ	148,708,513	－	145,209,240	3,499,273
デンマーククローネ	223,255,083	－	224,337,720	△1,082,637
ズロチ	515,789,478	－	520,882,670	△5,093,192
豪ドル	1,193,284,808	－	1,192,637,600	647,208
ニュージーランドドル	218,959,695	－	216,209,250	2,750,445
シンガポールドル	826,718,200	－	824,120,500	2,597,700
人民元	9,561,682,110	－	9,427,522,020	134,160,090
新シェケル	275,808,778	－	282,521,610	△6,712,832
合計	－	－	－	519,990,053

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

新興国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	(2024年 7月17日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	734,083,506
コール・ローン	281,671,264
国債証券	46,894,267,551
未収入金	169,098,848
未収利息	637,741,475
前払費用	39,612,396
流動資産合計	48,756,475,040
資産合計	48,756,475,040

	(2024年 7月17日現在)
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	72,855
未払金	728,832,139
未払解約金	17,284,267
その他未払費用	70,600
流動負債合計	746,259,861
負債合計	746,259,861
純資産の部	
元本等	
元本	18,776,387,105
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,233,828,074
元本等合計	48,010,215,179
純資産合計	48,010,215,179
負債純資産合計	48,756,475,040

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2024年 7月17日現在	
1． 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.5569円
(10,000口当たり純資産額)	(25,569円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2024年 1月18日
至 2024年 7月17日

1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第４項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2024年 7月17日現在

１．貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法
国債証券
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。
派生商品評価勘定
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）
元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 7月17日現在	
期首	2024年 1月18日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	18,297,638,583円
同期中における追加設定元本額	3,564,583,587円
同期中における一部解約元本額	3,085,835,065円
期末元本額	18,776,387,105円
期末元本額の内訳＊	
野村インデックスファンド・新興国債券・為替ヘッジ型	407,406,753円
ネクストコア	12,770,767円
野村インデックスファンド・内外７資産バランス・為替ヘッジ型	720,988,408円
インデックス・ブレンド（タイプⅠ）	3,124,304円
インデックス・ブレンド（タイプⅡ）	2,268,822円
インデックス・ブレンド（タイプⅢ）	16,195,619円
インデックス・ブレンド（タイプⅣ）	6,078,377円
インデックス・ブレンド（タイプⅤ）	14,289,709円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）	1,441,709,839円
野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ｂコース（野村投資一任口座向け）	3,813,913,657円
ＮＥＸＴ　ＦＵＮＤＳ　新興国債券・Ｊ．Ｐ．モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（為替ヘッジなし）連動型上場投信	1,218,059,258円
ファンドラップ（ウエルス・スクエア）外国債券	2,278,397,357円
野村世界インデックス・バランス４０ＶＡ（適格機関投資家専用）	2,189,139円
ノムラ新興国債券インデックスファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	2,145,334円
新興国債券・インデックスＦ（適格機関投資家専用）	716,508,808円
野村新興国債券インデックスファンド（確定拠出年金向け）	7,197,574,690円
野村ＤＣ運用戦略ファンド	706,457,055円
野村ＤＣ運用戦略ファンド（マイルド）	57,879,838円
多資産分散投資ファンド（バランス１０）（確定拠出年金向け）	158,429,371円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1　有価証券明細表
(1)株式(2024年7月17日現在)
該当事項はありません。
(2)株式以外の有価証券(2024年7月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,567,977.60	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,200,000.00	1,962,620.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	600,000.00	605,262.00	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,200,000.00	1,991,589.60	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,500,000.00	2,317,418.75	
		ABU DHABI GOVT INT'L	600,000.00	502,517.22	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,600,000.00	1,339,417.60	
		ABU DHABI GOVT INT'L	1,200,000.00	1,226,623.80	
		ABU DHABI GOVT INT'L	2,300,000.00	1,627,744.50	
		ABU DHABI GOVT INT'L	3,700,000.00	2,987,644.55	
		ABU DHABI GOVT INT'L	900,000.00	924,011.55	
		ABU DHABI GOVT INT'L	800,000.00	465,446.40	

		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1,200,000.00	979,824.60	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	2,800,000.00	2,421,739.60	
		ARAB REPUBLIC OF EGYPT	3,200,000.00	2,596,432.00	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,400,000.00	2,276,525.76	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,600,000.00	1,489,295.52	
		CHINA GOVT INTL BOND	1,400,000.00	1,270,349.36	
		CHINA GOVT INTL BOND	2,600,000.00	2,192,812.70	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,800,000.00	1,770,159.24	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000.00	2,137,249.70	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,600,000.00	2,384,867.16	
		DOMINICAN REPUBLIC	2,300,000.00	2,273,309.88	
		DOMINICAN REPUBLIC	1,500,000.00	1,300,875.00	
		DOMINICAN REPUBLIC	3,100,000.00	2,674,184.00	
		EGYPT TASKEEK COMPANY	1,000,000.00	1,042,656.20	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,500,000.00	1,462,797.75	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,200,000.00	2,886,225.92	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,900,000.00	2,931,930.45	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	600,000.00	522,964.02	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,000,000.00	994,379.20	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	2,800,000.00	2,748,362.40	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,800,000.00	1,771,412.04	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	3,700,000.00	2,717,879.03	
		FED REPUBLIC OF BRAZIL	1,700,000.00	1,691,823.00	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,700,000.00	1,733,439.00	
		HAZINE MUSTESARLIGI VARL	1,300,000.00	1,390,668.50	
		HUNGARY	1,900,000.00	1,948,723.98	
		HUNGARY	2,200,000.00	2,186,903.84	
		HUNGARY	800,000.00	643,590.96	
		HUNGARY	2,600,000.00	2,699,320.00	
		HUNGARY	2,900,000.00	2,814,740.00	
		HUNGARY	1,800,000.00	1,165,536.00	
		KSA SUKUK LTD	700,000.00	713,487.60	
		KSA SUKUK LTD	2,000,000.00	1,956,228.00	
		KSA SUKUK LTD	700,000.00	640,104.85	
		KSA SUKUK LTD	1,100,000.00	1,067,809.82	
		KSA SUKUK LTD	600,000.00	608,664.00	
		MEXICO GLOBAL	1,700,000.00	1,040,400.00	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	3,100,000.00	3,190,278.20	
		OMAN GOV INTERNTL BOND	2,900,000.00	3,027,898.70	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,700,000.00	1,671,020.78	
		PERUSAHAAN PENERBIT SBSN	1,600,000.00	1,555,507.04	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	3,975,113.00	2,222,085.78	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	5,438,696.64	2,867,824.73	

		REPUBLIC OF ARGENTINA	12,437,686.00	4,988,296.90	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	7,786,159.00	3,442,232.08	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	3,800,000.00	1,424,875.36	
		REPUBLIC OF ARGENTINA	2,000,000.00	840,018.20	
		REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	1,137,112.92	
		REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	2,002,214.40	
		REPUBLIC OF CHILE	1,800,000.00	1,541,230.56	
		REPUBLIC OF CHILE	1,500,000.00	1,241,617.95	
		REPUBLIC OF CHILE	1,300,000.00	1,151,442.89	
		REPUBLIC OF CHILE	1,800,000.00	1,761,746.58	
		REPUBLIC OF CHILE	2,000,000.00	1,498,457.80	
		REPUBLIC OF CHILE	2,600,000.00	2,288,633.62	
		REPUBLIC OF CHILE	1,200,000.00	869,887.08	
		REPUBLIC OF CHILE	2,300,000.00	1,461,160.56	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,600,000.00	1,340,794.24	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	3,000,000.00	2,419,675.50	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	600,000.00	471,599.94	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,600,000.00	2,742,307.62	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,800,000.00	1,834,824.96	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,100,000.00	2,200,068.78	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	1,400,000.00	862,665.58	
		REPUBLIC OF COLOMBIA	2,200,000.00	2,352,413.36	
		REPUBLIC OF ECUADOR	4,100,000.00	2,766,490.58	
		REPUBLIC OF ECUADOR	7,100,000.00	3,767,260.00	
		REPUBLIC OF ECUADOR	3,300,000.00	1,610,730.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2,200,000.00	2,068,917.40	
		REPUBLIC OF INDONESIA	2,500,000.00	2,095,978.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA	800,000.00	550,290.00	
		REPUBLIC OF NIGERIA	1,900,000.00	1,592,960.00	
		REPUBLIC OF PANAMA	1,600,000.00	1,367,604.32	
		REPUBLIC OF PANAMA	1,100,000.00	805,641.10	
		REPUBLIC OF PANAMA	3,100,000.00	2,986,077.48	
		REPUBLIC OF PANAMA	3,400,000.00	2,256,137.32	
		REPUBLIC OF PANAMA	400,000.00	234,277.08	
		REPUBLIC OF PANAMA	3,100,000.00	2,025,257.90	
		REPUBLIC OF PERU	3,700,000.00	3,206,049.26	
		REPUBLIC OF PERU	2,300,000.00	1,905,181.31	
		REPUBLIC OF PERU	1,400,000.00	1,018,120.46	
		REPUBLIC OF PERU	2,200,000.00	1,275,073.36	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	1,500,000.00	998,314.50	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	2,600,000.00	1,883,875.50	
		REPUBLIC OF POLAND	500,000.00	513,167.50	

		REPUBLIC OF POLAND	2,600,000.00	2,595,270.60	
		REPUBLIC OF POLAND	3,000,000.00	3,155,239.50	
		REPUBLIC OF POLAND	3,600,000.00	3,605,065.20	
		REPUBLIC OF POLAND	2,500,000.00	2,472,118.75	
		REPUBLIC OF POLAND	3,800,000.00	3,729,591.70	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,900,000.00	1,774,538.25	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1,700,000.00	1,319,775.79	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2,900,000.00	2,695,663.10	
		REPUBLIC OF SRI LANKA	600,000.00	348,508.44	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,484,278.05	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,800,000.00	2,811,774.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,063,685.75	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,100,000.00	2,247,000.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	3,000,000.00	3,331,725.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,800,000.00	1,991,203.56	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	934,138.70	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,200,000.00	2,442,418.00	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,100,000.00	1,042,351.20	
		REPUBLIC OF TURKEY	600,000.00	563,656.20	
		REPUBLIC OF TURKEY	2,600,000.00	2,957,492.20	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,000,000.00	959,698.50	
		REPUBLIC OF TURKEY	1,500,000.00	1,541,300.25	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	7,000,000.00	1,435,004.20	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	8,000,000.00	1,630,880.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA	4,000,000.00	845,828.40	
		REPUBLICA ORIENT URUGUAY	2,500,000.00	2,636,616.25	
		ROMANIA	1,200,000.00	1,238,460.00	
		ROMANIA	2,200,000.00	2,220,790.00	
		ROMANIA	1,800,000.00	1,924,609.50	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,936,005.00	
		ROMANIA	1,900,000.00	1,342,675.85	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,500,000.00	1,459,518.75	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,200,000.00	2,191,464.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	3,200,000.00	3,186,432.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	1,900,000.00	1,731,460.50	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,600,000.00	2,682,199.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	500,000.00	404,854.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,400,000.00	2,372,532.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,900,000.00	2,888,082.45	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,500,000.00	2,233,531.25	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,900,000.00	2,868,651.00	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	646,870.05	
		SAUDI INTERNATIONAL BOND	2,000,000.00	1,631,200.00	

		SAUDI INTERNATIONAL BOND	900,000.00	598,377.15	
		STATE OF QATAR	1,700,000.00	1,677,992.31	
		STATE OF QATAR	3,600,000.00	3,455,280.00	
		STATE OF QATAR	1,600,000.00	1,621,757.60	
		STATE OF QATAR	4,800,000.00	4,246,560.00	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,100,000.00	1,056,250.47	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,200,000.00	1,220,417.04	
		UAE INT'L GOVT BOND	1,500,000.00	1,028,547.75	
		UKRAINE GOVERNMENT	2,000,000.00	639,100.00	
		UKRAINE GOVERNMENT	1,200,000.00	339,687.60	
		UKRAINE GOVERNMENT	2,100,000.00	596,968.05	
		UNITED MEXICAN STATES	1,200,000.00	1,075,004.88	
		UNITED MEXICAN STATES	1,600,000.00	1,344,812.64	
		UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	2,077,032.76	
		UNITED MEXICAN STATES	1,500,000.00	1,410,230.25	
		UNITED MEXICAN STATES	800,000.00	665,810.08	
		UNITED MEXICAN STATES	2,100,000.00	2,157,552.39	
		UNITED MEXICAN STATES	3,400,000.00	3,386,345.94	
		UNITED MEXICAN STATES	1,100,000.00	878,671.64	
		UNITED MEXICAN STATES	400,000.00	310,289.52	
		UNITED MEXICAN STATES	2,200,000.00	1,814,574.74	
		UNITED MEXICAN STATES	1,700,000.00	1,276,425.62	
		UNITED MEXICAN STATES	2,700,000.00	2,613,310.56	
		UNITED MEXICAN STATES	1,900,000.00	1,857,055.82	
		UNITED MEXICAN STATES	1,300,000.00	827,478.99	
	小計	銘柄数：165 組入時価比率：97.7%	365,437,654.64	295,750,930.57 (46,894,267,551) 100.0%	
合計				46,894,267,551 (46,894,267,551)	

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。
(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年 7月17日現在			
	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	237,841,905	－	237,769,050	△72,855
米ドル	237,841,905	－	237,769,050	△72,855
合計	237,841,905	－	237,769,050	△72,855

（注）時価の算定方法

１為替予約取引

1)計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

２ファンドの現況

純資産額計算書

野村外国債券（含む新興国）インデックス　Ａコース（野村投資一任口座向け）

2024年8月30日現在

Ⅰ　資産総額	19,388,406,252円
Ⅱ　負債総額	4,101,155,021円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	15,287,251,231円
Ⅳ　発行済口数	18,827,122,493口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8120円

（参考）外国債券為替ヘッジ型マザーファンド

2024年8月30日現在

Ⅰ　資産総額	198,368,503,003円
Ⅱ　負債総額	97,273,666,534円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	101,094,836,469円
Ⅳ　発行済口数	101,091,450,040口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0000円

（参考）新興国債券マザーファンド

2024年8月30日現在

Ⅰ　資産総額	47,895,265,388円
Ⅱ　負債総額	618,795,095円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	47,276,470,293円
Ⅳ　発行済口数	19,656,539,015口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.4051円

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１委託会社等の概況

＜更新後＞

(1)資本金の額

2024年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数　　20,000,000株

発行済株式総数　　5,150,693株

過去５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

＜更新後＞

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役３名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制

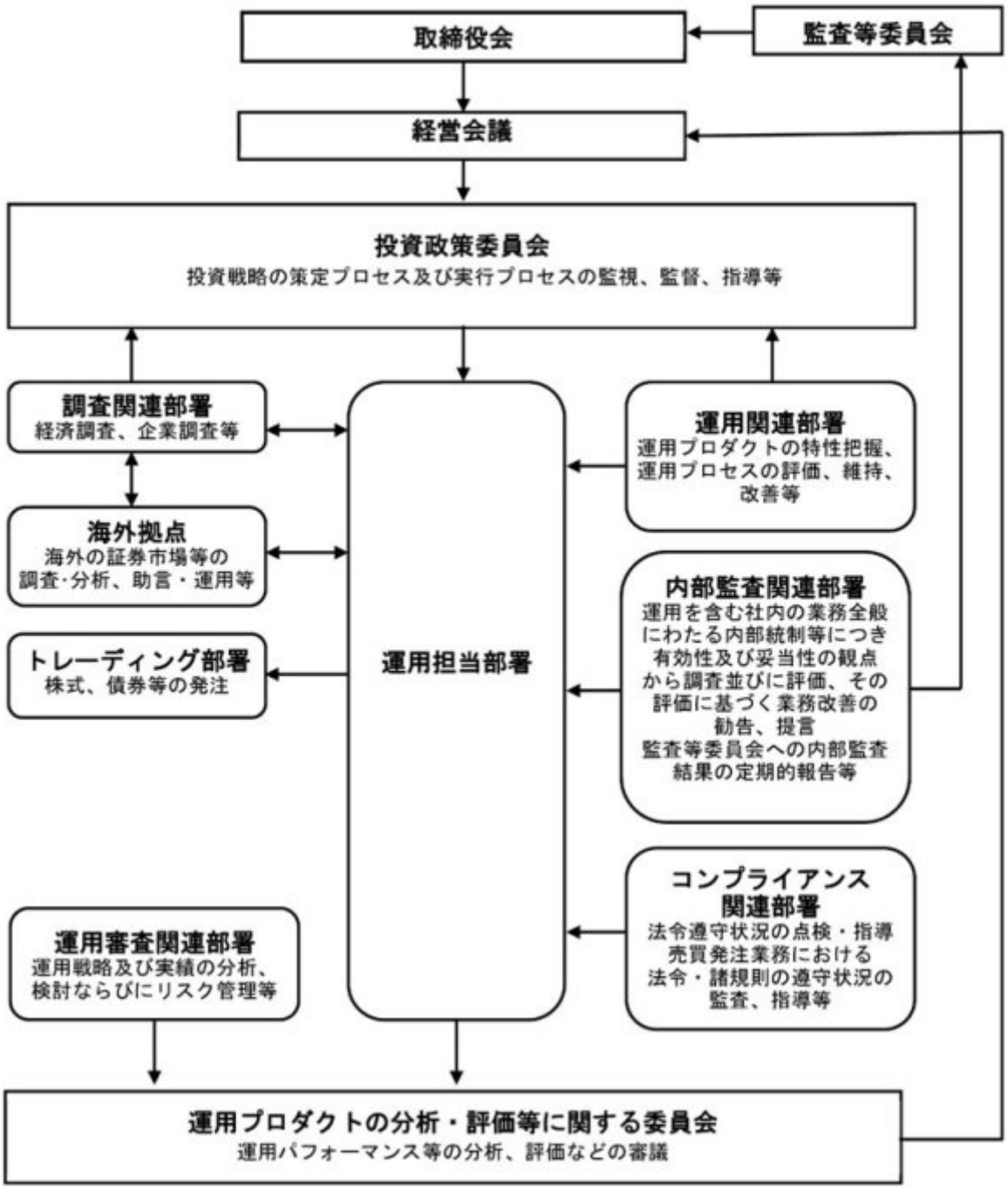

２事業の内容及び営業の概況

＜更新後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	972	54,767,543
単位型株式投資信託	160	608,061
追加型公社債投資信託	14	6,867,110
単位型公社債投資信託	440	825,082
合計	1,586	63,067,797

３委託会社等の経理状況

＜更新後＞

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）貸借対照表

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			1,865		7,405
金銭の信託			42,108		44,745
有価証券			21,900		-
前払金			11		7
前払費用			775		852
未収入金			1,775		1,023
未収委託者報酬			26,116		31,788
未収運用受託報酬			3,780		5,989
短期貸付金			1,001		757
未収還付法人税等			2,083		-
その他			84		169
貸倒引当金			△15		△18
流動資産計			101,486		92,719
固定資産					
有形固定資産			1,335		945
建物	※２	906		595	
器具備品	※２	428		350	
無形固定資産			5,563		5,658
ソフトウェア		5,562		5,658	

その他		0		0	
投資その他の資産			16,336		17,314
投資有価証券		1,793		1,813	
関係会社株式		10,025		9,535	
長期差入保証金		520		519	
長期前払費用		10		10	
前払年金費用		1,553		1,875	
繰延税金資産		2,340		2,651	
その他		92		908	
固定資産計			23,235		23,918
資産合計			124,722		116,638

		前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			-		13,700
預り金			124		123
未払金			17,378		11,404
未払収益分配金		0		1	
未払償還金		57		39	
未払手数料		8,409		10,312	
関係会社未払金		8,911		1,052	
未払費用	※１		9,682		12,507
未払法人税等			1,024		8,095
未払消費税等			500		1,590
前受収益			22		15
賞与引当金			3,635		4,543
その他			46		24
流動負債計			32,414		52,005
固定負債					
退職給付引当金			2,940		2,759
時効後支払損引当金			595		602
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,659		4,484
負債合計			37,074		56,490
(純資産の部)					
株主資本			87,419		59,820
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			56,509		28,910
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,823		28,225	
別途積立金		24,606		-	
繰越利益剰余金		31,217		28,225	
評価・換算差額等			229		327
その他有価証券評価差額金			229		327
純資産合計			87,648		60,147
負債・純資産合計			124,722		116,638

（2）損益計算書

		前事業年度 (自　2022年4月1日 至　2023年3月31日)		当事業年度 (自　2023年4月1日 至　2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			113,491		124,722
運用受託報酬			18,198		21,188
その他営業収益			331		291
営業収益計			132,021		146,202
営業費用					
支払手数料			38,684		43,258
広告宣伝費			1,187		1,054
公告費			0		0
調査費			29,050		33,107
調査費		6,045		6,797	
委託調査費		23,004		26,310	
委託計算費			1,363		1,377
営業雑経費			3,302		3,670
通信費		89		92	
印刷費		903		820	
協会費		83		85	
諸経費		2,225		2,671	
営業費用計			73,587		82,468
一般管理費					
給料			11,316		13,068
役員報酬		226		259	
給料・手当		7,752		7,985	
賞与		3,337		4,822	
交際費			78		87
寄付金			115		117
旅費交通費			283		323
租税公課			963		990
不動産賃借料			1,232		1,235
退職給付費用			829		893
固定資産減価償却費			2,409		2,292
諸経費			12,439		12,483
一般管理費計			29,669		31,491
営業利益			28,763		32,242

		前事業年度 (自　2022年4月1日 至　2023年3月31日)		当事業年度 (自　2023年4月1日 至　2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					

受取配当金	※１	7,645		7,054	
受取利息		45		48	
為替差益		49		146	
その他		637		625	
営業外収益計			8,377		7,875
営業外費用					
支払利息		-		123	
金銭の信託運用損		1,736		782	
時効後支払損引当金繰入額		10		14	
その他		8		47	
営業外費用計			1,755		967
経常利益			35,385		39,149
特別利益					
投資有価証券売却益		10		-	
株式報酬受入益		46		28	
特別利益計			57		28
特別損失					
投資有価証券売却損		16		5	
関係会社株式評価損		-		490	
固定資産除却損	※２	52		31	
特別損失計			69		527
税引前当期純利益			35,374		38,651
法人税、住民税及び事業税			8,890		10,821
法人税等調整額			419		△354
当期純利益			26,064		28,183

（３）株主資本等変動計算書

前事業年度(自　2022年4月１日　至　2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
						その他利益剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598

当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			―
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの … 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

６．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
７．収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年４回、もしくは年２回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

［会計上の見積りに関する注記］

該当事項はありません。

［会計方針の変更］

該当事項はありません。

［未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇　貸借対照表関係

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)
※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,350百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　901百万円 器具備品　657 合計　1,559	※１．関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用　1,939百万円 ※２．有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物　1,214百万円 器具備品　733 合計　1,948

◇　損益計算書関係

前事業年度 (自　2022年4月１日 至　2023年3月31日)	当事業年度 (自　2023年4月１日 至　2024年3月31日)
※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,634百万円 ※２．固定資産除却損 建物　0百万円 器具備品　0 ソフトウェア　52 合計　52	※１．関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金　7,050百万円 ※２．固定資産除却損 建物　-百万円 器具備品　0 ソフトウェア　30 合計　31

◇　株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自　2022年4月１日　至　2023年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首株式数	前事業年度増加株式数	前事業年度減少株式数	前事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

当事業年度(自　2023年4月１日　至　2024年3月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	－	－	5,150,693株

２．剰余金の配当に関する事項

（１）配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

◇　金融商品関係

前事業年度（自 2022年4月１日　至 2023年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2)その他（デリバティブ取引）	46	46	-
負債計	46	46	-

（注1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもので

あることから、記載を省略しております。

（注2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

（※）市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

（注3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

<u>金銭の信託</u>

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類しております。

<u>デリバティブ取引</u>

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

当事業年度（自 2023年4月１日　至 2024年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-

(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

（注1）　現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

（※）1　市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。
　　2　非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

（注3）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-
金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額　（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

<u>金銭の信託</u>

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル２の時価に分類

しております。

デリバティブ取引
　時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル２の時価に分類しております。

◇　有価証券関係

前事業年度　（自　2022年4月１日　至　2023年3月31日）

１．売買目的有価証券(2023年3月31日)
　該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2023年3月31日)
　該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2023年3月31日)
　市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額235百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,557百万円）は、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自　2022年4月1日　至　2023年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

当事業年度　（自　2023年4月１日　至　2024年3月31日）

１．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 （百万円）
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

４．その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日　至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

◇　デリバティブ取引関係

１．　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）通貨関連

前事業年度　（自 2022年4月１日　至 2023年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

当事業年度　（自 2023年4月１日　至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

◇　退職給付関係

前事業年度(自　2022年4月1日　至　2023年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

１．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇　税効果会計関係

1．　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2023年3月31日)	当事業年度末 (2024年3月31日)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
賞与引当金	1,138
退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	227
投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348
未払社会保険料	85
その他	44
繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,340

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	百万円
繰延税金資産	
賞与引当金	1,422
退職給付引当金	855
関係会社株式評価減	1,162
未払事業税	360
投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	323
時効後支払損引当金	186
関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	79
資産除去債務	348
未払社会保険料	116
その他	50
繰延税金資産小計	5,422
評価性引当額	△1,848
繰延税金資産合計	3,573
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109
関係会社株式評価益	△85
その他有価証券評価差額金	△146
前払年金費用	△581
繰延税金負債合計	△922
繰延税金資産の純額	2,651

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%
タックスヘイブン税制	1.2%
外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%

2．　法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇　資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前事業年度 自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日	当事業年度 自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日
期首残高	1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
資産除去債務の履行による減少	-	-
期末残高	1,123	1,123

◇　収益認識に関する注記

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報
前事業年度　（自 2022年4月１日　至 2023年3月31日）

区分	前事業年度 （自　2022年4月 1日 至　2023年3月31日）
委託者報酬	113,491百万円
運用受託報酬	17,245百万円
成功報酬（注）	952百万円
その他営業収益	331百万円
合計	132,021百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度　（自 2023年4月１日　至 2024年3月31日）

区分	当事業年度 （自　2023年4月 1日 至　2024年3月31日）
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬（注）	2,071百万円
その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
[重要な会計方針] 7．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇　セグメント情報等

前事業年度(自　2022年4月１日　至　2023年3月31日)

１．セグメント情報
当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自　2023年4月１日　至　2024年3月31日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇　関連当事者情報

前事業年度(自　2022年4月１日　至　2023年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)

子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	27,180	未払手数料	5,773

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自　2023年4月1日　至　2024年3月31日)

1．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済	128,100		
							借入金利息	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500(米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済	3,081		
							貸付金利息	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000(百万円)	証券業	―	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*1）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針等
(*1） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇　1株当たり情報

前事業年度 (自　2022年4月1日 至　2023年3月31日)	当事業年度 (自　2023年4月1日 至　2024年3月31日)
1株当たり純資産額　17,016円74銭 1株当たり当期純利益　5,060円34銭	1株当たり純資産額　11,677円62銭 1株当たり当期純利益　5,471円85銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　26,064百万円 普通株式に係る当期純利益　26,064百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 １株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益　28,183百万円 普通株式に係る当期純利益　28,183百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　5,150,693株

第２【その他の関係法人の概況】

１名称、資本金の額及び事業の内容

＜更新後＞

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＊　2024年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊　2024年7月末現在

３資本関係

＜訂正前＞

(2023年9月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

＜訂正後＞

(2024年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

２０２４年9月２７日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　長谷川　敬

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）の２０２４年1月１８日から２０２４年7月１７日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村外国債券（含む新興国）インデックス Aコース（野村投資一任口座向け）の２０２４年7月１７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

次へ

独立監査人の監査報告書

２０２４年6月7日

野村アセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　湯　原　　尚

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　水　永　　真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日までの第６５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の２０２４年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。